

概要版

第4期佐野市地域福祉計画

第4次佐野市地域福祉活動計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度



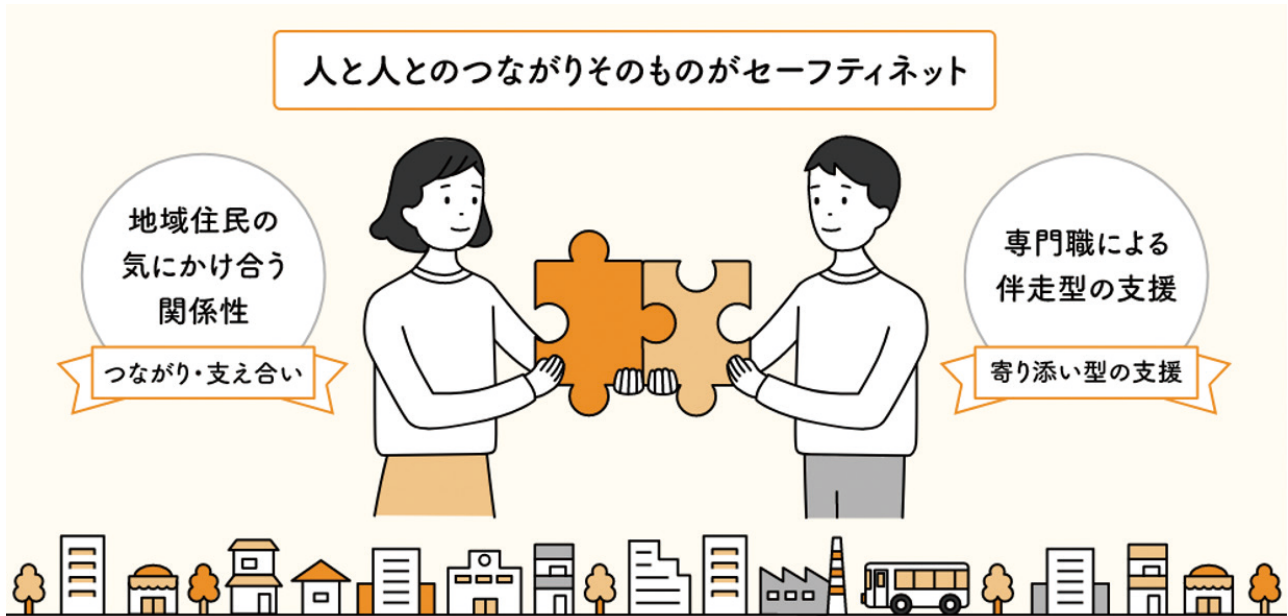
令和6(2024)年3月

栃木県佐野市
社会福祉法人 佐野市社会福祉協議会

1 地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むことです。

■地域の支え合い（イメージ）

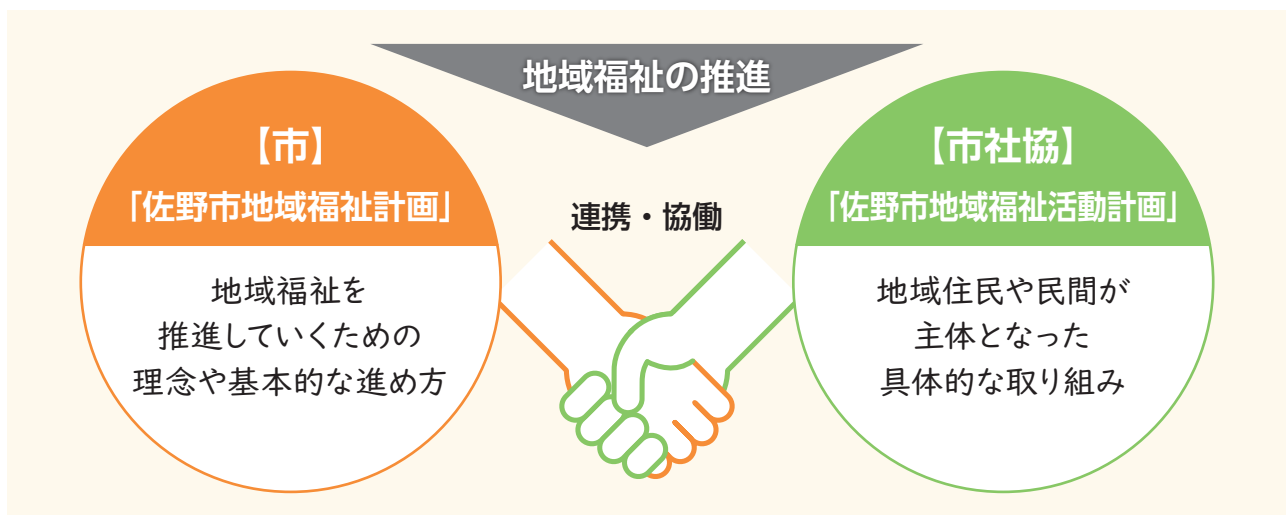


出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

2 「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」とは

地域福祉推進に向けた基盤づくりを目的とする「地域福祉計画」、具体的な活動を定める「地域福祉活動計画」、これらを一体的に策定することにより、行政、市民、団体、ボランティア・NPO、事業者など、地域の多様な主体の役割を明らかにし、全体で支え合う福祉のまちづくりを推進します。

■「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の役割



3 基本理念

地域みんなが集い、地域活動に参加し、心と心がふれあい、お互いを理解し合いながら、支え合うまちづくりを目指し、『みんなが集い ふれあい 支えあうまちづくり』を基本理念として掲げ、施策を推進します。

基本理念

みんなが集い ふれあい 支えあうまちづくり

集う みんなが行事や活動に参加する

ふれあう お互いが心をかよわせ、理解する

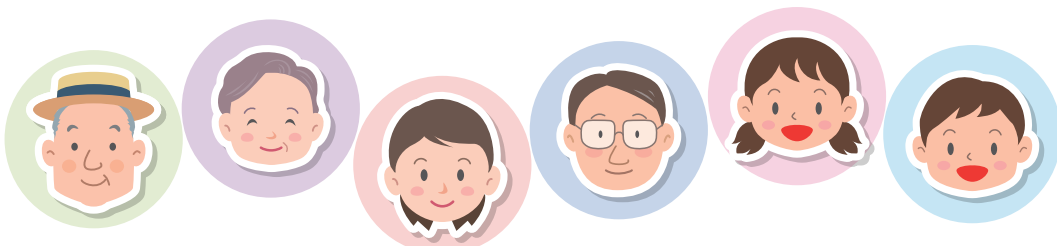
支えあう お互いを思いやり、助け合う

4 基本目標

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を地域福祉計画と地域福祉活動計画の共通のものとし、それぞれの役割に沿った施策を総合的に展開します。

基本目標

- ①『健やかで元気に暮らせるまちづくり』
- ②『快適により安全で安心して暮らせるまちづくり』
- ③『市民参加による自立したまちづくり』
- ④『地域福祉推進の体制づくり』



基本理念のもと、4つの基本目標を掲げ、地域の方々と共に施策を推進します。

基本理念	基本目標	施策
みんなが集い ふれあい 支えあうまちづくり	① 健やかで 元気に暮らせる まちづくり	1. 福祉意識の醸成に向けた情報発信
		2. 地域福祉を推進する人材の養成
		3. 地域福祉活動団体等への活動支援
		4. 多様性を認め合う地域づくりの推進
	② 快適により安全で 安心して暮らせる まちづくり	1. 心と体の健康づくりや地域医療体制の充実
		2. 子ども・子育て支援の充実
		3. 高齢者の福祉の充実
		4. 障がい児者の福祉の推進
		5. 移動サービス（公共交通等）の推進
	③ 市民参加による 自立した まちづくり	1. 地域住民等が集う拠点の整備
		2. 地域住民の主体的な活動参加への支援
		3. 分野横断や多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築
		4. 官民協働や補助事業活用の促進
	④ 地域福祉推進の 体制づくり	1. 権利擁護の推進
		2. 防犯意識の高揚と防犯体制の整備
		3. 交通安全の啓発と交通安全施設の整備
		4. 地域で安心して暮らせる防災力の向上
		5. 生活困窮者等への自立支援の推進
		6. 市と社会福祉協議会との連携強化

6 取組の方向性

「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」は地域福祉の推進に向けて、地域住民の皆様と力を合わせて取組を進めます。

基本目標 1 健やかで元気に暮らせるまちづくり

施策 1 | 福祉意識の醸成に向けた情報発信

広報紙、ホームページ、SNS、アンケート調査など様々な媒体を通じた情報発信を行います。情報発信を行う際には、興味を抱くような内容を検討し、わかりやすい表現方法に心がけるなど、地域福祉への興味関心をこれまで以上に向上できるよう情報発信を充実します。

施策 2 | 地域福祉を推進する人材の養成

地域福祉を推進するためには、住民参加による担い手が必要です。様々な福祉課題に直面する人々を地域で見守り、助け合いながら暮らしていくことができるよう、人材育成に向けた取組を進めます。

施策 3 | 地域福祉活動団体等への活動支援

地域での見守り、健康づくり、生きがいづくり、介護予防、住民同士の交流などの活動を広げ、充実化を図るとともに、活性化に向け、財政的支援やノウハウの提供、ネットワークづくりに向けた支援などの取組を充実させていきます。

施策 4 | 多様性を認め合う地域づくりの推進

外国人、性別、障がいの有無等に関わらず、市民一人一人が、互いに尊重し合い、多様性を認め合いながら共に生きることのできる地域づくりを推進します。



基本目標 2 快適により安全で安心して暮らせるまちづくり

施策 1 | 心と体の健康づくりや地域医療体制の充実

子ども、子育て世帯、高齢者、障がいのある方など、すべての方が健康で暮らしていけるよう、心や体の健康づくりに関する情報発信、相談支援、サロン活動などの取組を推進します。また、必要な時に安心して医療を受けることができるよう、医師会、歯科医師会、関係機関等と連携して、地域医療体制の確保を推進します。

施策 2 | 子ども・子育て支援の充実

誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう、妊娠期から子育て期に至るまで、地域における切れ目のない支援体制を充実させるとともに、ワークライフバランスの実現に向け、家庭、学校、地域、企業、行政などが、それぞれの役割を担いながら取組を進めます。

施策 3 | 高齢者の福祉の充実

高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしが続けられるよう、コンパクトシティを基盤とした医療・介護・予防などの支援・サービス提供体制の構築を推進します。

施策 4 | 障がい児者の福祉の推進

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の推進に取り組みます。

施策 5 | 移動サービス（公共交通等）の推進

それぞれの地域特性に応じた移動手段の検討、確保を進めます。



基本目標3 市民参加による自立したまちづくり

施策1 | 地域住民等が集う拠点の整備

利用対象者や利用時間、利用の申請方法のあり方や拠点までの交通手段の確保など、地域住民が利用しやすい拠点づくりに努めます。

施策2 | 地域住民の主体的な活動参加への支援

地域住民の主体的な活動参加に向け、財政的な支援や活動紹介、ネットワークづくりなどによる支援を行い、地域福祉の推進に向けた取組を推進します。

施策3 | 分野横断や多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

庁内関係各課や保健、福祉、医療、その他の生活関連分野の関係機関が連携し、多機関の協働により福祉課題の解決に取り組みます。

施策4 | 官民協働や補助事業活用の促進

公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や共同募金会の活用・推進、クラウドファンディングやふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組を推進します。

本市では、「佐野市成年後見制度利用促進基本計画」及び「佐野市再犯防止推進計画」について、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」において一体的に取り組みを進めます。

「佐野市成年後見制度利用促進基本計画」とは下記の法律に基づき定める計画です

○成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)(抜粋)
(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

「佐野市再犯防止推進計画」とは下記の法律に基づき定める計画です

○再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)(抜粋)
(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

基本目標4 地域福祉推進の体制づくり

施策1 | 権利擁護の推進

認知症、知的障がい、精神障がい等判断能力が不十分であることにより、自己の判断で様々なサービスを適切に利用することが困難な人に対する日常生活支援や成年後見制度の利用促進など、権利擁護への取組を進めます。また、過去に犯罪をした人の再犯防止に向けて理解を図るとともに、関係団体・機関と連携を図りながら孤立しないよう取組を進めます。

施策2 | 防犯意識の高揚と防犯体制の整備

市民が犯罪や、トラブルの当事者とならないよう、地域の多様な主体と連携し、防犯意識の高揚と防犯体制の整備を推進します。

施策3 | 交通安全の啓発と交通安全施設の整備

町会やシニアクラブ、学校等の協力の基、交通安全意識の啓発活動を推進するとともに、通学路の安全対策や、交通安全施設の整備を進めます。

施策4 | 地域で安心して暮らせる防災力の向上

地球温暖化の進行に伴う、台風や豪雨による風水害・土砂災害発生リスクの高まりなどに対応するため、さらなる防災力の向上に努めます。

施策5 | 生活困窮者等への自立支援の推進

孤立することの無いよう地域のつながりを生かした見守りや声かけ活動による生活困窮者の早期発見・実態把握や本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談を実施し、必要な住宅の確保等、早期自立を促進します。また、貧困の連鎖の防止に向け、経済的な困窮等の事情により支援が必要な児童・生徒に対する学習支援の強化を図ります。

施策6 | 市と社会福祉協議会との連携強化

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するための両輪となる計画であり、市と市社協の連携なくしては進みません。様々な場面での連携を促進するとともに、お互いの協力の基、地域福祉を推進します。

第4期佐野市地域福祉計画・第4次佐野市地域福祉活動計画(令和6(2024)年度~令和10(2028)年度)概要版

発行／佐野市 社会福祉法人 佐野市社会福祉協議会

編集／佐野市こども福祉部社会福祉課 社会福祉法人 佐野市社会福祉協議会総務福祉課

【佐野市 こども福祉部 社会福祉課】

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地 TEL：0283-20-3020 FAX：0283-24-2708

【社会福祉法人 佐野市社会福祉協議会 総務福祉課】

〒327-0003 栃木県佐野市大橋町3212 番地27(佐野市総合福祉センター内) TEL：0283-22-8100 FAX：0283-22-8199

※計画の詳細につきましては、佐野市ホームページに掲載の「第4期佐野市地域福祉計画・第4次佐野市地域福祉活動計画」をご覧ください。